

平成31年3月20日

諮問番号：平成30年度諮問第2号

答申番号：平成30年度答申第3号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

小牧市長（以下「実施機関」という。）が行った個人情報一部開示決定において、小牧市個人情報保護条例及び小牧市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱を開示しないこととした決定は、結論において妥当であるが、その理由に誤りがある。

### 第2 審査請求に至る経過

平成30年10月23日、審査請求人は、小牧市個人情報保護条例（平成15年小牧市条例第22号）に基づき、実施機関に対し、審査請求人が平成30年8月16日、9月8日及び10月5日付けで行った小牧市ごみ政策課に対する不法投棄監視カメラの設置に係る照会についてごみ政策課が行った回答の決裁の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成30年11月5日、実施機関は、本件開示請求に対して一部開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

平成30年11月19日、審査請求人は、本件処分を不服として審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

平成30年8月16日付けの照会に対する回答の決裁に添付した小牧市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱並びに市民の声に関する法律相談について（伺い）に添付した小牧市個人情報保護条例及び小牧市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱（以下「本件条例等」という。）を開示しないこととした決定の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

実施機関は、開示しないこととした理由として、本件条例等は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39条）第2条第2号アに該当し、開示請求の対象となる行政文書には当たらないと述べている。しかし、本件開示請求は、小牧市個人情報保護条例の規定に基づきなされたものであって、不開示の根拠規定として小牧市情報公開条例の規定を用いるのは誤りである。また、本件条例等は、決裁等に添付され、決裁等を構成する行政文書であり、開示請求の対象である。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

条例、要綱等は、一般の利用に供する目的として、市の図書館、市役所の情報公開コーナー、市ホームページ等で公開しているもので、小牧市情報公開条例第2条第2号アに該当し、行政文書には当たらないから、本件条例等もまた、小牧市個人情報保護条例第14条第1項の規定による開示請求の対象とはならない。

#### 第5 審査会の判断

小牧市情報公開条例第2条第2号アにおいて行政文書から除外されるものは、図書館等の施設において、専ら一般の利用のために管理されている文書等をいい、条例、要綱等であっても決裁等に添付されたものは、専ら一般の利用のために管理されているものではないから、同号アには該当せず、決裁等と一体の行政文書である。

しかしながら、本件条例等は、個人に関する情報ではなく、小牧市個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報には該当しないから、小牧市個人情報保護条例第14条の規定による開示請求の対象とはならない。

よって、本件開示請求において本件条例等を開示する必要はないが、本件処分の理由については、条例の解釈に誤りがある。

以上より、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の調査審議の経過

平成30年12月4日	実施機関から諮問書を受理した。
平成30年12月28日	実施機関から意見書を受理した。
平成31年1月23日	審査請求人から反論書を受理した。

平成31年2月7日	審査会開催 調査審議（実施機関及び審査請求人の意見を聴取）
平成31年3月20日	答申